

○高齢者配食サービス事業の手続きの流れ

1 高齢者配食サービス事業利用申請書の提出

- 長寿いきがい課（本庁舎 1 階 7 番窓口）
- 障害福祉課（本庁舎 1 階 6 番窓口）
- 大里行政センター 市民福祉係
- 妻沼行政センター 福祉係
- 江南行政センター 市民福祉係

【対象者】 65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯に属する方

【提供日】 週 4 日以内（日曜日及び 12 月 31 日・1 月 1 日～3 日を除く）

【利用料】 400 円（1 食当たり）

2 配食サービス事業者により、アセスメント調査を実施します。

※ご自宅等に連絡があり、円滑な利用を進めるための調査を行います。

3 書類審査後、ご自宅等に配食サービス決定通知書が送付されます。

※利用条件に該当しないと、配食サービスが利用できないことがあります。

4 配食サービス事業者から連絡があり、配食開始となります。

※配達 は 昼食のみです。

※配食をお休みしたい場合は、前日までに事業者にご連絡ください。

※65 歳未満の重度心身障害者の方は、障害福祉課にご相談ください。